

令和8年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省医政局地域医療計画課）

項目名	重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の支援								
税目	登録免許税								
要望の内容	<p>「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」（令和6年12月25日厚生労働省医師偏在対策推進本部策定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、実効性のある総合的な医師の偏在対策を推進するため、重点医師偏在対策支援区域で承継又は開業する診療所に対し、登録免許税の軽減措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="890 833 1489 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲131百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲131百万円	（制度自体の減収額）	（－百万円）	（改正増減収額）	（－百万円）
平年度の減収見込額	▲131百万円								
（制度自体の減収額）	（－百万円）								
（改正増減収額）	（－百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的          今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少スピードの方が早い地域などを都道府県において「重点医師偏在対策支援区域」（以下「重点区域」という。）と設定した上で、重点区域で承継又は開業する診療所への支援、重点区域の医療機関の医師への手当増額の支援（医師手当事業）等の経済的インセンティブによる取組（令和8年度予算編成過程で検討）等を通じ、医師の偏在を是正する。</p> <p>(2) 施策の必要性          医師偏在は一つの取組で是正が図られるものではなく、様々な取組を幅広く実施することが重要であり、診療所の承継・開業支援事業や医師手当事業に加えて、重点区域の医療機関の医療従事者へのインセンティブの強化、当該区域で承継又は開業する診療所への更なる支援として、税制上の支援を行う必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること  施策大目標Ⅱ 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること  施策目標Ⅱ-Ⅰ 今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること
		政策の達成目標	医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに基づき、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するため、重点区域で承継・開業する診療所への税制上の措置を講ずることで、より効果的に医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（医療施設等施設整備費補助金・医療施設等設備整備費補助金・医療施設運営費等補助金） 令和8年度概算要求額 2,000百万円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに基づき、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するため、重点区域で承継・開業する診療所への税制上の措置を講ずることで、より効果的に医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図ることが可能となる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	